「京都府景観条例（仮称）」の骨子
に対する御意見をお寄せください

京都府では、歴史や文化に裏打ちされた府内各地の良好な景観を保全し、育成し、かつ新たに創造して、次世代に引き継ぐため、平成１７年１２月に「京の景観形成推進プラン」を策定し、今後の景観行政の基本的な考え方や、今後実施する重点施策などを明らかにしたところです。

本プランに基づき、今後の景観行政の土台となる条例制定に向け、「京都府景観条例（仮称）検討委員会」を設置し、各分野の専門家のご意見をお伺いしながら、また、府内４地域でのまちづくり団体等との円卓会議によるご意見やご提案を頂きながら、このたび条例骨子を作成しました。

この骨子に対して、多くの府民の皆様からのご意見やご提案を募集します。

お寄せいただいたご意見等につきましては、これに対する京都府の考え方を整理した上で公表することとしています。（個々のご意見等には直接回答いたしかねますので、あらかじめご了承願います。）

１　募集期間

平成１８年１１月１日（水）から平成１８年１１月３０日（木）まで

（当日消印有効）

２　意見の提出方法

１）E-mail による提出

アドレス　　toshi@pref.kyoto.lg.jp

２）郵便による提出

別添の専用はがき（切手不要）をご利用下さい。

３）ファックスによる提出

最終頁の様式をご利用下さい。FAX 番号：075-414-5329　（都市計画課）

４）電話による意見提出は、ご遠慮いただきますようお願いします。

※なお、提出されたご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ住所、氏名、電話番号もご記入願います（公表はいたしません）。

３　公表している資料

・京都府景観条例（仮称）骨子

・検討委員会における検討状況の概要

※公表資料については、京都府都市計画課ホームページ

ｱﾄﾞﾚｽ：http://www.pref.kyoto.jp/toshi/index.html でご覧いただけます。

お問い合わせ先

京都府土木建築部都市計画課

住所　京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町

電話　075-414-5327　　ＦＡＸ　075-414-5329

本資料の構成について

○本資料は、条例骨子の考え方や内容を御理解いただくため、条例制定の背景や条例検討に当たって基本となる景観法の概要や法と条例の関係等について、条例骨子の前段として説明しています。

○条例骨子は「5 条例骨子」（4頁以降）に記載していますので、こちらをご覧頂きまして**ご意見やご提案をお願いします。**

－目 次－

1 条例制定の背景　～なぜ、今、景観条例が必要なのか～　……p1

2 景観法の制定　～法による景観誘導の仕組みの創設～　……p2

3 景観法制定を踏まえて　～景観法と府景観条例の関係～　……p3

4 条例の構成について　……p3

5 条例骨子　……p4

参考　条例に基づく京都府の取組施策の構成とイメージ　……p8

景観条例（仮称）検討委員会等について　……p10

1　条例制定の背景　～ なぜ、今、景観条例が必要なのか ～

○地方分権の時代を迎え、府民の価値観の多様化や地域個性に応じたきめ細やかな施策展開によって地域の魅力を育て、発信することが一層重要となってきています。

○こうした中、景観に関する初めての法律である『景観法』が昨年施行されました。
　この法律では、「景観は国民共通の資産」、つまり「景観はみんなの財産」という理念が示されました。

○戦後の復興や高度経済成長期以来の利便性と合理性を追求する近代化の流れにより、京都府においてもこれまで培われてきた身近な生活景観や都市環境が一変しました。

○景観は地域の生活や文化を写しだす鏡です。
ふるさと意識が希薄化する現代において、身の回りの身近な『景観』を見つめ直すことで、府民の独自性や主体性を育て、また、地域の良さを再発見し、個性を生かしたまちづくりが進んでいく手がかりになるはずです。

○こうしたことを背景に、これからの京都府の景観行政の基本的な考え方、行動計画を示した「京の景観形成推進プラン」を昨年12月に策定しました。今年度は、プランの重点施策の1つに掲げた、今後の景観行政の土台となる『景観条例』を制定しようとするものです。

＜参考＞

景観形成に積極的に取組み
交流人口が拡大している都市の例

〔国土交通省資料より〕

小樽市（北海道）　234万人(S50)⇒847万人(H14)

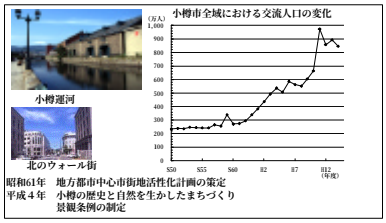

昭和61年　地方都市中心市街地活性化計画の策定
平成４年　小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例の制定

川越市（埼玉県）　199万人(S59)⇒399万人(H14)

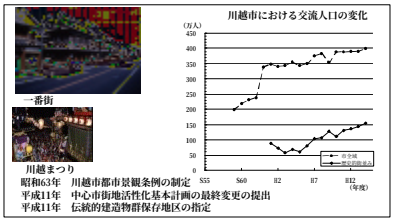

昭和63年　川越市都市景観条例の制定
平成11年　中心市街地活性化基本計画の最終変更の提出
平成11年　伝統的建造物群保存地区の指定

近江八幡市（滋賀県）　9千人(S55)⇒4万7千人(H14)

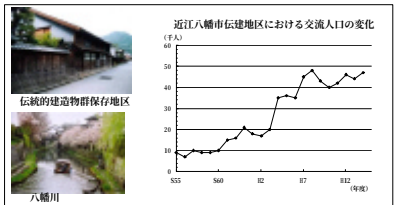

平成２年　伝統的建造物群保存地区の指定
平成14年　中心市街地活性化基本計画の最終変更の提出

北九州市門司港地域　73万人(S63)⇒345万人(H14)

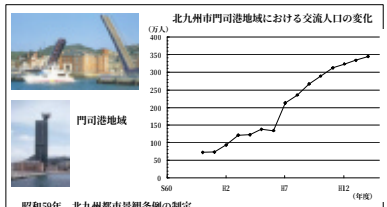

昭和59年　北九州都市景観条例の制定
平成13年　中心市街地活性化基本計画の最終変更を提出
平成13年　門司景観条例の制定

【滋賀県彦根市】

観光客数　Ｈ７年　３０万人

Ｈ１４年　４０万人
（約３割増加）

【伊勢市】

観光客数　Ｈ４年　３５万人

Ｈ１４年　３００万人
（街並み整備とイベントとの相乗効果により
約９倍に増加）

2 景観法の制定　～ 法による景観誘導の仕組みの創設 ～

○これまで、約半数の都道府県や多くの市町村が独自の景観条例を制定して、建築物のデザイン規制等を行ってきました。

－府内市町村の景観に関する条例－
【京丹後市】きれいなまちづくり条例(H16.4)　＜旧久美浜町条例を継承＞
【与謝野町】美しく豊かな景観を守り育てる条例(H18.3)　＜旧加悦町条例を継承＞
【南丹市】　美しいまちづくり条例(H18.1)　＜旧美山町条例を継承＞
【京都市】　市街地景観整備条例(S47.4)
【宇治市】　都市景観条例(H14.3)

○しかし、「条例」にもとづく行為の届出・勧告等のソフトな規制手法では実効性に限界があり、様々な景観をめぐる訴訟が提起されてきました。

○こういった状況を受け、景観法の制定（平成17年度全面施行）により、**地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与する**とともに、**景観の意義やその整備・保全の必要性の位置付け**がなされました。

景観法における基本理念

良好な景観は、
◆現在及び将来における国民共通の資産。
◆地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成される。

景観形成は、
◆地域の個性を伸ばすように。
◆観光や地域の活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び地方公共団体等の協働により推進。
◆保全のみならず、新たな創出を含む。

景観法の規制誘導の仕組み

景観行政団体による景観計画の策定
○京都府、京都市（政令市）は自動的に景観行政団体になる。
○京都市以外の市町村は、府との協議・同意により景観行政団体になれる。
（平成17年3月　宇治市、平成17年11月　美山町（現南丹市）が景観行政団体）

景観協議会
行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う

景観整備機構
NPO法人等を景観行政団体の長が指定

景観形成の調査研究、景観重要建造物等の管理等を行う

ソフト面の支援

景観計画区域（府内どこでも指定が可能）
○景観行政団体が景観計画を定め、建築物の建築等の際のデザイン・色彩等の基準を設定
○景観行政団体の長への届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
○建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
○景観農業振興地域整備計画の指定による農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化等が可能

景観協定
住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

景観重要建造物・樹木
景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

景観地区（旧美観地区）
（都市計画決定）
○建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについて規定し、建築行為の際は市町村長の認定が必要

重要文化的景観
（文化財保護法）
○「風土に根差して営まれてきた人の生活や生業のあり方を示し、特に重要な文化財的価値が見いだされる景観地」を重要文化的景観として選定
○景観法に基づく景観計画区域又は景観地区内において選定

3　景観法制定を踏まえて　～ 景観法と府景観条例の関係 ～

○景観法の制定により、景観の観点からの建築物等の規制を行う仕組みが用意されました。

○しかし、景観法に基づく景観計画を策定するためには、景観の観点からの守るべき対象を明確にしてその価値の共有を図ることや、その前提として府民の景観への関心を高めることも大事です。

○一方、景観計画の策定に至らずとも、地域や事業者の自主的活動や行政との連携した活動により、良好な景観の保全や形成を図ることもできます。

○こういった考え方から、

景観法：法律を活用した実効性ある規制誘導策

条　例：法を補完する独自の支援や啓発施策

という役割分担により、**法と条例を両輪とした景観行政を推進**していきます。

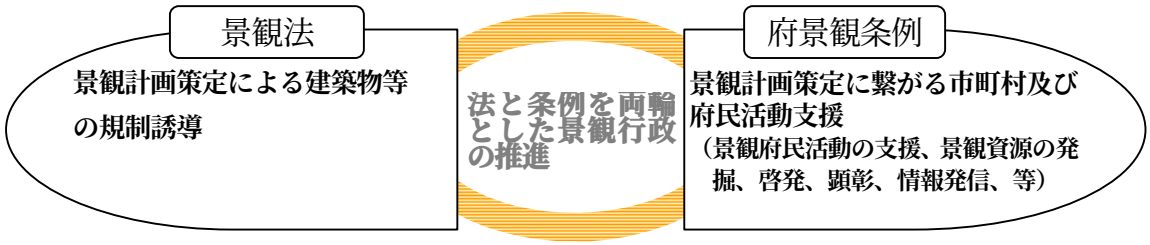

4　条例の構成について

○条例は大きく3つの区分から構成しています。

京都府景観条例

- 府の景観施策に取り組む基本的姿勢を明示 … 基本条例として
  - ***基本理念、各主体の役割を規定***
- 法を補完する府独自施策を規定 … 独自条例として
  - ***景観形成基本方針、景観資産登録制度、景観府民協定制度、その他普及啓発等***
- 景観計画の策定手続等景観法における条例委任規定の整備…委任条例として
  - ***府による景観計画策定に伴い必要な規定を整備***

条例骨子の目次

前文
第1章　総則
　第１　基本理念
　第２　責務
第2章　良好な景観の形成に関する施策
　第１　良好な景観の形成に関する基本的な施策
　第２　京都府景観資産
　第３　景観府民協定
　第４　農山漁村における良好な景観の形成及び文化的景観の形成
第3章　景観法の施行のために必要な事項
第4章　京都府景観審議会

5　条例骨子

1）条例制定の趣旨

○　京都府における良好な景観の形成のための施策に関し、基本理念を定め、並びに府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、良好な景観の形成のための施策の基本となる事項を定めること等により、府内各地の持つ空間的、歴史的な背景や文脈を十分に読み解きつつ、先人から受け継いだこの京都の良好な景観を保全し、育成し、かつ、新たに創造して、次の世代に引き継ぐために、この条例を制定しようとするものです。

2）基本理念

① 人の営みによる景観資産の将来への継承

・先人から受け継いだ各時代で形成された景観の資産を、私たちの世代の価値観に基づく成果を付け加え又は修復し次の世代へ引き継ぐことで、世代を超えて景観を発展させていく。

② 総合的視点からの景観の把握

・人の生活や生業、更には歴史、文化及び環境等との関係を踏まえ、地域の景観を総合的に捉える。

③ 生活、生業、交流により景観を保全し育成し及び創造する循環の創出

・景観を生かした地域の観光や産業の振興を通じて、景観を保全し育成し及び創造する循環を生み出す。

④ 各主体の適切な役割分担と協働

・府民に最も身近な基礎的自治体である市町村をはじめ、府民、NPO、事業者との適切な連携及び協働の下、府民等の主体的かつ自立的な活動を通じて景観行政を推進する。

3）各主体の責務

①京都府の責務

・広域的な景観資源やテーマについて、あるいは、府を代表する特徴的景観資源について、景観法の活用等による取り組みを推進します。

・身近な景観形成の主体である市町村が景観行政団体となり景観計画を策定するなどの取組が進むよう、必要な支援を行うとともに、府民などの意識啓発や支援活動を行います。

・公共施設の事業者及び管理者として、景観形成の先導的役割を果たします。

②府民の責務

・身近な景観形成の担い手である府民やNPO団体は、自らの街や故郷を魅力あるものにする意欲と情熱を持ち、かつ、主体的、自律的な活動を行っていただくとともに、行政施策との連携、協力に努めていただきます。

③事業者の責務

・事業者は、地域社会の一員としての自覚の下、その活動の際には地域の景観への配慮を行うとともに、行政施策との連携、協力に努めていただきます。

役割分担と協働の関係

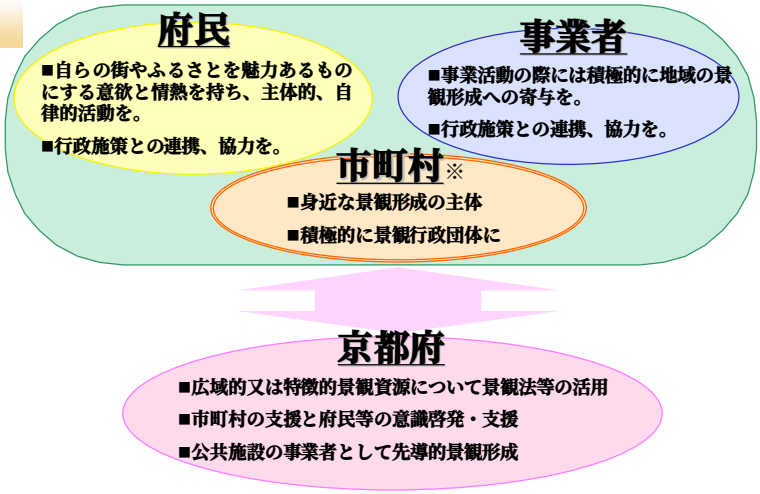

※市町村には上のような役割を期待しますが、地方分権の観点から条例には責務を規定しません。

4）良好な景観の形成に関する施策

第１ 良好な景観の形成に関する基本的な施策

（基本方針）

・府は、府内の良好な景観の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方針を定めます。

（景観計画の策定等）

・府は、複数の市町村の区域又は府以外の府県の区域にわたって存在する道路、河川等により広域的な繋がり又は広がりを有する地域及び府内を代表し、又は際立った特徴を有する地域のうち特に必要な地域について、景観法第８条に基づく景観計画を策定します。

・府は、景観計画を定めた場合は、この条例及び景観法に基づく施策のほか、建築物及び屋外広告物に関する規制を適切に運用することにより、当該計画の区域における良好な景観の形成に努めます。

（広域的調整及び市町村との連携等）

・府は、複数の市町村の区域にわたって存在する景観の形成に関する課題及び複数の市町村に共通する景観の形成に関する課題について、施策の広域的な調整を行います。

・府は、良好な景観の形成に関する施策を実施するに当たっては、市町村が実施する施策との連携を図るとともに、市町村が行う良好な景観の形成に関する施策が円滑に実施できるよう支援を行います。

（公共事業景観形成指針）

・府は、公共事業の実施及び公共施設の管理に当たって、良好な景観の形成の観点から指針を定めます。

・府は、国、市町村その他の団体による、公共事業の実施及び公共施設の管理に当たって公共事業景観形成指針に準じてこれらが実施されるよう、必要な措置を講ずるよう努めます。

（景観への理解を深めるための措置）

・府は、府民等がふるさとの魅力ある景観の重要性に気づき、これを育成し、かつ、新たに創造して、次の世代に引き継ぐことができるよう、府民等が景観への理解を深めるとともに、府と府民等が良好な景観の形成のために連携し、かつ、協働することができるよう、知識の普及、学習の支援、顕彰その他必要な施策を行います。

（情報収集及び情報提供）

・府は、良好な景観の形成に関し、必要な情報の収集を行うとともに、その成果を府民等に提供します。

第２ 京都府景観資産

（京都府景観資産の登録）

・知事は、府内の良好な景観を形成している物件のうち、ふるさとの魅力ある景観として顕彰することが必要であり、府民等との連携と協働の下、保全することが必要と認められる物件を、京都府景観資産として登録することができることとします。

・京都府景観資産の登録は、市町村の長からの推薦又は所有者からの提案に基づき、当該物件の所有者から意見を聴くとともに、京都府景観審議会の意見を聴いた上で行います。

・府は、府民等が京都府景観資産を地域の振興に活用できるよう、必要な施策を講じます。

第３ 景観府民協定

（景観府民協定の締結等）

・一団の土地の所有者、建物の所有者及び賃借権者等は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができることとします。

・景観府民協定を締結した場合は、協定締結後の所有者等にも協定の効力があるものとなるよう努めていただきます。

・府は、景観府民協定の締結及び景観府民協定に基づく取組を支援するため、必要な施策を行います。

第４ 農山漁村における景観の形成及び文化的景観の形成

（農山漁村における景観の形成）

・府は、農山漁村における良好な景観の形成に努めるとともに、良好な景観の形成のための活動に対し支援を行います。

（文化的景観の形成）

・府は、文化的景観（文化財保護法第２条に規定する文化的景観をいう。）の形成を推進するものとします。

＜参　考　～文化的景観とは～＞

○景観法の制定と同時期に文化財保護法が改正され、『地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された文化的景観』を新たな文化財として位置付け、特に重要なものを重要文化的景観として選定し保護を図っていくことができることとなりました。

○京都府では、府内における良好な文化的景観の選定基準や保護施策について検討するため、「京都府選定文化的景観保護検討委員会」を設置し、景観条例検討委員会と並行して、検討を進めています。

京都府選定文化的景観保護検討委員会　http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/keikan/bunkatekikeikan.html

５）景観法の施行のために必要な事項　＜§は景観法条文＞

○景観計画の検討を進める当面のモデル地区として、天橋立周辺地域と関西文化学術研究都市を位置づけ、続いて三川合流地域でも検討を進める予定としています。今後、景観法に基づく景観計画を策定、運用するに当たって必要な手続を、あらかじめ法に基づき規定しておくものです。

（景観計画策定の手続）

・景観計画を定める又は変更する際は、京都府景観審議会の意見を聴きます。

（計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続）（§14 関係）

・景観計画の提案を実現しない旨通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案について関係市町村及び京都府景観審議会の意見を聴きます。

（届出を要する行為等）（§16 関係）

・建築物及び工作物等の新築又は増築等、開発行為以外で届出を必要とする行為（法第 16 条第１項第４号の条例で定める行為）を規則で定める旨を規定します。

・法定以外で届出を要する事項（法第 16 条第 1項に規定する条例で定める事項）は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日とします。

（届出を要しないその他の行為）（§16 関係）

・景観計画区域内で届出が不要な軽微な行為（法第 16 条第 7項第 11 号に規定する条例で定める行為）を規定します。

（勧告の手続等）（§16 関係）

・届出行為が景観計画に適合しない場合の勧告をしようとするとき（法第 16 条第 3項の規定）は、あらかじめ、京都府景観審議会の意見を聴きます。

・知事は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができることとします。この場合、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、かつ、京都府景観審議会の意見を聴きます。

（特定届出対象行為）（§17 関係）

・ 届出行為のうち変更命令の対象とする行為（法第 17 条第 1項の条例で定める行為）は、法第 16 条第 1項第 1号及び第 2号に掲げる行為（建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更）とします。

（変更命令等の手続）（§17 関係）

・法第 17 条第 1項の規定により変更命令を命じようとするとき又は同条第 5項の規定により原状回復若しくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、京都府景観審議会の意見を聴きます。

（行為の着手の制限の期間の短縮）（§18 関係）

・知事は、届出があった場合において、勧告をする必要がないと認めるときは、直ちに、当該届出をした者に、法第 18 条第 1項で規定される 30日の行為着手の制限期間を短縮する旨の通知をします。

6）京都府景観審議会

○京都府景観条例に基づく検討・審議及び基本方針の策定並びに進行管理を行うとともに、京都府における景観形成の推進に関する審議等を行うため、景観審議会を設置します。

参考　条例に基づく京都府の取組施策の構成とイメージ

景観形成推進の土台づくり・人づくりを進めます。

京都府景観形成基本方針の策定

府域の良好な景観形成の基本的考え方、方向性及び重点施策等を示し、景観施策を総合的かつ横断的に進めます。

推進イメージ
- 景観審議会などの意見を聞き作成
- 定期的な進捗チェックと見直し

公共事業景観形成指針の策定

府の公共事業の計画・施行・管理の際の景観に関する配慮指針を策定し、公共事業による先導的景観形成を推進します。

また、市町村や国の事業へも指針配慮を要請します。

推進イメージ

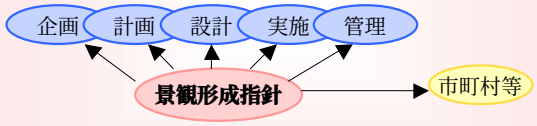

- 内容：各段階の配慮ポイント、環境色彩、公共事業と一体となった景観まちづくりの事例　等

景観への理解を深める

景観に関する理解を深め、良好な景観に気づき自主的取組が進むよう、研修会の実施、学校教育分野における景観学習支援、表彰等の普及啓発施策を実施します。

推進イメージ
- 景観学習の支援
  小学校等における景観を素材とした学習支援のための学習カリキュラムの策定や専門家の派遣
- 景観まちづくり塾
  府民、事業者、NPO、行政等を対象とした景観を活かしたまちづくりの研究
- 表彰事業
  良好な景観の形成に資する建築活動、まちづくり活動を表彰

情報収集、情報提供

景観に関する情報収集を行うとともに、景観ポータルサイト（ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ）の開設等による情報発信を行います。

イメージ

景観計画策定に繋がる仕組みを創設します。

景観資産登録

景観上重要な建造物や面的広がりのある景観資源等を景観資産として登録します。

施策イメージ

登録物件ごとに「保存・活用計画」を作成

市町村長の推薦　　所有者の提案

支援メニュー案
- アドバイザー派遣
- NPO・職能団体との連携による保存、活用の支援
- 情報発信

景観府民協定

住民合意（全員合意）によるきめ細やかなルールづくりを支援します。

施策イメージ

協定締結前
協定締結に向けた取組を支援

協定締結
知事が認定

協定締結後
協定内容に基づく活動を支援

- 協定締結前後のアドバイザー派遣等の技術的助言
- 情報発信、顕彰等

景観法等を活用した景観形成を推進します。

景観計画策定方針の明示

府は、広域的景観資源及び府を特徴付ける景観資源を有する地域において景観計画を策定します。

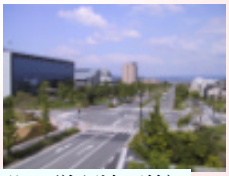

モデル地区（天橋立周辺、学研地区等）

広域調整の実施及び市町村との連携

府は、一の市町村を超え、又は複数市町村に共通する課題など、広域的な観点から市町村間等の調整を行います。
また、府施策の実施の際は、市町村との連携を図ります。

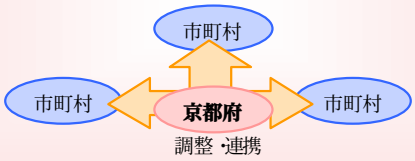

文化的景観の選定推進

重要文化的景観の選定（文化財保護法）の推進とともに、府文化財保護条例の改正により、府独自基準による文化的景観の選定により府の特徴ある文化的景観の保護を進めます。（いずれも景観計画区域内で選定（府選定は予定））

選定対象事例

集落

商業・交通

信仰・生活習俗

農林水産

※文化的景観検討委員会（H17府教育委員会）において、70箇所の事例を選出
参考URL：http://www.kyoto-be.ne.jp/bunkazai/keikan/bunkatekikeikan.html

農山漁村の景観形成

府の特徴である農山漁村景観の保全及び形成のための支援施策を行います。

推進施策の例示
- 景観計画区域内における景観農業振興地域整備計画（景観法）の策定による景観と調和のとれた良好な営農条件の確保
- 非農家も加わったふるさとボランティアによる活動やワークショップによる施設維持の構想づくり
- 世界遺産（社寺）等周辺の景観保全のための不良木伐採、整理等

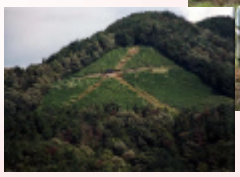

考え方

＊建築行為等に対する景観の観点からの具体的な規制誘導（建築物及び工作物等の形態意匠、高さ、壁面の位置等の制限）は、景観法に基づく景観計画を策定した区域において、当該計画に基づいて行われることとなります。

＊身近な景観に関する景観計画の策定は、市町村が主体的に取り組むこととなるよう、府は景観資産の発掘や価値観の共有化、府民活動の支援や啓発などの支援を市町村と連携しつつ行います。

参考　景観条例（仮称）検討委員会等について

京都府景観条例（仮称）検討委員会

○景観法の活用方策、法を踏まえた条例のあり方、府民参加による景観まちづくりなどをテーマに、これまで4回の検討委員会を開催し、条例内容を検討いただいています。

＜検討委員会の構成＞　（順不同、敬称略）

分　野	氏　名	現　　職	備考
建築・景観	門内　輝行	京都大学大学院工学研究科　教授	座長
森林・環境	深町　加津枝	京都府立大学人間環境学部　助教授	
府民参画	谷口　知弘	立命館大学経営学部　助教授	
行政法	北村　和生	立命館大学法科大学院　教授	
関係業界	栗山　裕子	（社）京都府建築士会（NPO法人　古材文化の会）	
関係業界	千振　和雄	（社）京都府宅地建物取引業協会	
関係業界	山仲　修矢	宇治商工会議所　副会頭（京都府商工会議所連合会）	
モデル地区	幾世　淳紀	天橋立名松リバース実行委員会　委員長（旅館文珠荘経営）	
モデル地区	杉原　五郎	「けいはんなのまちづくりを考える会」代表	

＜検討委員会の経過＞

開催日	主な議事内容
平成18年5月26日（金）	・京都府内の景観施策等の現状について ・検討の論点や取組の方向性についての提案、意見交換
平成18年6月20日（火）	・京都府景観条例（仮称）骨子素案について ・施策推進の基本方向について
平成18年7月28日（金）	・京都府景観条例（仮称）骨子案について
平成18年10月12日（木）	・パブリックコメント資料について ・京都府景観条例素案と考え方について

京都府景観フォーラム（府民意見交換会）

○　景観やまちづくりに関わるまちづくり団体や行政関係者に参画いただき、府内4地域で「京都府景観フォーラム」と題した円卓会議形式による府民意見交換会を実施しました。

○　資産としての景観の重要性の認識を深めると共に、条例骨子に対する意見や提案などをいただきました。

＜開催経過＞

	開催日	テーマ	参加・傍聴者
丹後地域	平成18年8月31日（木）	丹後の魅力を深める住民協働の景観づくり	38名
中丹地域	平成18年9月9日（土）	中丹三都の景観づくり ～今むかし、そしてこれから～	58名
南丹地域	平成18年9月10日（日）	南丹・ふるさとの景観資源の保全と創造	48人
山城地域	平成18年9月2日（土）	山城地域の景観の魅力を発見し、育て、活かす	61名

※検討委員会及び景観フォーラムの議事録等はこちら（府都市計画課ホームページ）http://www.pref.kyoto.jp/toshi/index.html

○ 京都府土木建築部都市計画課　あて

京都府景観条例（仮称）骨子

～条例骨子のご意見記入用紙～

条例骨子」に対する皆様のご意見を自由にお書きください。
なお、電話でのご意見等には応じかねますので、あらかじめ了承願います。

＜ご　意　見＞

（　　）について

※ご意見の内容を確認させていただく場合がありますので、差し支えなければ、住所、氏名、電話番号をご記入ください（公表はいたしません）。

住所又は所在地			
氏名又は名称		電話番号	

＜問い合わせ・ご意見送付先＞

京都府都市計画課
住所：〒602-8570　京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話：075－414－5327
FAX：075－414－5329
Email:toshi@pref.kyoto.lg.jp